

大牟田市省エネ家電買換キャンペーン よくある質問集

4 補助対象経費について

No.	質問	回答
4-1	補助対象経費には、何が含まれますか。	家電製品の購入費(税抜)及び配送料(税抜)、家電リサイクル料(税抜)のほか、据付等工事費(税抜)など設置等の工事に要する経費が補助の対象となります。(4-5 参照) なお、消費税は経費に含まれません。
4-2	補助対象家電をまとめて買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。	補助の対象となります。 ただし、まとめて購入した補助対象家電全体に対して、上限5万円(千円未満切捨)の範囲内となります。(1-8 参照) また、品目ごとに古い家電製品から新品の家電製品に1対1の買換えに限ります。(3-25, 3-26, 3-27 参照) また、申請は1世帯当たり1回限りです。(1-6 参照)
4-3	購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。	購入費用に含みません。 販売店が発行したクーポンやポイントの利用は値引きとみなします。 補助対象経費は、値引き後の金額となります。
4-4	購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。	付与されただけのポイントは減額の対象になりません。 ただし、そのポイントを購入費用に適用した場合は、値引きとみなします。この場合は、値引き後の金額が補助対象経費となります。
4-5	古い(壊れている)家電製品の処分費は、補助対象経費になりますか。	古いエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビについては、買換えに伴う家電リサイクル料(税抜)は、補助対象経費となります。 その他の古い家電製品(照明器具、電気温水機器、ガス・石油温水機器、電気便座)の処分費用は、引き取り料(配送料)が対象経費にはなりません。
4-6	令和8年5月1日以前に、販売店へ内金を支払っています。補助対象経費は令和8年5月1日以降に支払った残額になりますか。	内金や予約金を精算して、令和8年5月1日以降に改めて全額の支払いを済ませて購入したものは補助の対象となります。